

2021年度貸借対照表及び損益計算書

東京都新宿区西新宿8-17-1
フコクしんらい生命保険株式会社
代表取締役社長 櫻井 健司

2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	155,992	保険契約準備金	1,561,440
現金	0	支払準備金	4,734
預貯金	155,992	責任準備金	1,556,383
有価証券	1,485,155	契約者配当準備金	322
国債	687,934	代理店借	180
地方債	271,443	再保険借	16
社債	521,783	その他の負債	4,762
株式	147	未払法人税等	239
その他の証券	3,847	未払金	25
貸付金	3,271	未払費用	842
保険約款貸付	3,271	預り金	19
有形固定資産	164	リース債務	3,335
建物	90	資産除去債務	32
その他の有形固定資産	74	仮受金	267
無形固定資産	3,818	保険金等支払引当金	32
ソフトウェア	774	退職給付引当金	2
リース資産	2,987	価格変動準備金	11,022
その他の無形固定資産	56	負債の部合計	1,577,457
代理店借	0	(純資産の部)	
再保険借	40	資本金	35,499
その他の資産	5,663	資本剰余金	25,499
未収金	1,791	資本準備金	25,499
前払費用	363	利益剰余金	10,158
未収収益	3,205	その他利益剰余金	10,158
預託金	281	繰越利益剰余金	10,158
仮払金	20	株主資本合計	71,158
繰延税金資産	1,490	その他の有価証券評価差額金	6,980
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等合計	6,980
		純資産の部合計	78,139
資産の部合計	1,655,597	負債及び純資産の部合計	1,655,597

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。
4. 保険金等支払引当金は、当年度中に新型コロナウイルスに感染したお客さまに対する翌年度の給付金支払いに備えるため、当社の支払実績に基づく翌年度の支払見込額のうち支払備金計上額を上回る額を計上しております。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、会社都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
8. 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納が

あったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

9. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

10. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金の一部については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

11. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

(1) ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっております。

(2) リース資産

リース期間に基づく定額法によっております。

12. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

13. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	1,485,155	1,584,573	99,417
満期保有目的の債券	517,585	587,159	69,574
責任準備金対応債券	704,401	734,244	29,843
其他有価証券	263,169	263,169	—
貸付金	3,271	3,271	△ 0
保険約款貸付	3,271	3,271	△ 0

14. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	63,113	196,504	—	259,617
その他有価証券	63,113	196,504	—	259,617
国債	62,671	—	—	62,671
地方債	—	60,097	—	60,097
社債	—	136,406	—	136,406
株式	147	—	—	147
その他の証券	295	—	—	295

(注) 投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号) 第26項に定める経過的な取扱いに従って、本計数の残高には含めておりません。当該投資信託の当期末における貸借対照表計上額は、3,552百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	699,735	621,669	—	1,321,404
満期保有目的の債券	408,794	178,365	—	587,159
国債	408,794	—	—	408,794
地方債	—	90,953	—	90,953
社債	—	87,411	—	87,411
責任準備金対応債券	290,940	443,303	—	734,244
国債	290,940	—	—	290,940
地方債	—	137,159	—	137,159
社債	—	306,143	—	306,143
貸付金	—	—	3,271	3,271
保険約款貸付	—	—	3,271	3,271

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

イ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

15. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 17 百万円であります。なお、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は 401 百万円であります。

17. 関係会社に対する金銭債権の総額は 12 百万円、金銭債務の総額は 78 百万円であります。

18. 繰延税金資産の総額は 4,286 百万円、繰延税金負債の総額は 2,662 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 133 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金 3,086 百万円及び保険契約準備金 798 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 2,655 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 30.6%との間の差異の主要な内訳は、住民税均等割 3.6%であります。

19. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	308 百万円
当期契約者配当金支払額	181 百万円
利息による増加等	0 百万円
契約者配当準備金繰入額	195 百万円
当期末現在高	322 百万円

20. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 1 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 19 百万円であります。

21. 1株当たりの純資産額は88,182円94銭であります。
22. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,814百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
23. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
 - (2) 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、97百万円であります。

2021年度 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金額
経常収益	213,470
保険料等収入	145,593
保険料収入	145,484
再保険収入	109
資産運用収益	21,483
利息及び配当金等収入	18,642
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	18,523
貸付金利息	119
有価証券売却益	2,840
その他の経常収益	46,392
年金特約取扱受入金	7
保険金据置受入金	976
責任準備金戻入額	45,376
その他の経常収益	31
経常費用等支払金額	212,245
保険金等支払金額	197,520
保険金	10,097
年金	157,472
給付返戻金	6,714
解約返戻金	22,959
その他の返戻金	141
再保険料	135
責任準備金等繰入額	572
支払準備金繰入額	571
契約者配当金積立利息繰入額	0
資産運用費用	14
支払利息	13
貸倒引当金繰入額	0
その他の運用費用	0
事業費用	7,810
その他の経常費用	6,328
保険金据置支払金	1,012
税減価却費	1,294
減価償却費	3,987
保険金等支払引当金繰入額	32
退職給付引当金繰入額	1
その他の他の経常費用	0
経常利益	1,224
特別損失	300
固定資産等処分損	1
価格変動準備金繰入額	298
契約者配当準備金繰入額	195
税法引前当期純利益	728
法人税及び住民税額	447
法人税等調整額	△ 224
法人税等合計	223
当期純利益	505

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は29百万円、費用の総額は357百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 2,840 百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 21 百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は 0 百万円であります。
4. 1 株当たりの当期純利益は 570 円 80 銭であります。